

第6回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和4年9月9日(金) 15:00~16:30

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (18名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員 (欠席)	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員	有田 和豊 委員
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和4年9月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為届について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

議案第7号 令和4年度秋季農作業協定標準賃金について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

有田 和豊 委員、 倉掛 誠 委員

7. 事務局出席者

事務局長 堀内 明、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第6回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、6番行武委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は定員19名中18名で過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。17番 有田委員と18番 倉掛委員にお願いします。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号6を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号4を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

	(質問なし)
議 長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和4年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書5ページをお開きください。 議案第1号 令和4年9月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付 会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第1号 令和4年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読みあげる)
事務局	補足説明をさせていただきます。申請地は道路より低く、東側に水路があることもあり、雨水等が入り耕作に支障をきたすため、農地の一部を盛り土することで排水対策を行い、作業効率を向上させる計画となっています。以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号1をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p>
3番	<p>こちらは生前贈与ということですか。その場合、贈与税などはどうなりますか。</p>
事務局	<p>言われたように生前贈与であれば贈与税がかかります。ですが年間110万円までは控除がありますので、その範囲内であれば税金はかかりません。そのため、この方のように贈与税がかからない程度に分けて贈与される方もいらっしゃいます。相続であればまた控除を受けられる額が変わってきます。</p>
議長	<p>一括生前贈与を行うと、贈与税が高額となる場合があります。支払えない場合、納税猶予がありますが、猶予中に売買等を行えば、納税猶予は出来なくなります。もし生前贈与を考えている方がいれば、事前に農業委員会へご相談をお願いします。</p>
議長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号2をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>

	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
	(番号3を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図7ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号3をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号3について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
15番	譲渡人と譲受人の住所が同じですが、ご家族ですか。
事務局	こちらはご兄弟になります。譲受人は町外に出てありましたが、戻ってこられて一緒に農業をされるといふことで今回の申請となっております。
議 長	その他、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。
	(番号4を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図8ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号4をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号4について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。

	<p>議案第 3 号の番号 4 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 3 号の番号 4 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 2 ページをお開きください。</p> <p>議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 4 条知事許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、農業を営んでいますが、高齢であり、水田の荒廃を防ぐために、申請地にクヌギを 1 反当たり 2 5 0 本植林する計画です。周囲を山林に囲まれた農地で有害鳥獣の被害が多い農地であります。西側に隣接する農地には日照を配慮して植栽されるということです。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は中山間地に存在する農地で、公共投資を行っていない小集団の生産性の低い農地になりますので、第 2 種農地と判断できます。第 2 種農地の許可方針については、周辺の他の土地に立地することができない場合は、原則許可でありますので、植林の転用は許可できます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
5 番	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>転用目的が植林となっておりますが、登記はどうなるのですか。</p>
事務局	<p>現在の登記は田となっておりますが、植林をしてすぐに山林に変更はできません。数年経って植えた木が成長していることを確認してからの変更となります。</p>
1 7 番	<p>圃場整備された農地でも同じように植林されることがありますか。農地の真ん中でされるのは困るのですが。</p>
事務局	<p>圃場整備された農地であれば農振農用地になると思われまので、農振除外しなければ転用が出来ません。基本的には転用ができない農地という扱いです。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 4 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議 長	議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
	(番号2を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。申請人は、申請地の集落内にある〇〇有限会社の駐車場及び資材置場が不足しているため、自らが駐車場及び資材置場として造成し、会社に貸付ける計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、転用は許可することができます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
8 番	特にありません。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
11番	申請地に大きなトラックなどが出入りするようになると、道が狭いために周囲の農地の営農に支障が出てしまうのではないかと思います。
事務局	申請にあたり区長や水利委員、農業委員の承諾は得ています。貸付先の会社は申請地の北側にあり、現在駐車場が不足し敷地外にはみ出してしまっている状態のため、申請人から貸付の申出があったとのこと。周囲の農地へは十分に配慮してもらうように伝えたいと思います。
16番	道路の幅は実際どれくらいなのですか。農繁期だけは通らないようにしてもらったりは可能ですか。
事務局	道路幅は確認不足のため今すぐの回答が難しいのですが、町道となっているため、通行を止めることはできません。区長並びに水利関係者には承諾をいただいておりますが、承諾にも無条件承諾と条件付承諾とがあります。今回の件は特に条件のない無条件承諾となっておりますが、申請人にも貸付先の会社にも気を付けていただいて、農繁期には農業用車両を優先してもらえようなお話はさせていただきたいと思います。
議 長	その他、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成多数)
議 長	議案第4号の番号2は賛成多数にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明

	をお願いします。
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建築業を営む譲受人は、申請地に建築面積約50㎡、木造2階建ての建売住宅を7棟建築し販売する計画です。隣地との境界にはブロック擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地から500m以内に鉄道の駅があることから、農地の区分は第2種農地と判断します。第2種農地の許可方針については、周辺の他の土地に立地することができない場合は許可できます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらをお願いします。</p>
11番	<p>以前町営住宅のあった跡地の隣で、開発も進んでいる地域なので特に問題はありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建築業を営む譲受人は、申請地と隣接する宅地を一体利用し建築面積約60㎡から70㎡の、木造2階建ての建売住宅を6棟建築し販売する計画です。境界にはコンクリートブロックを積み、周囲への土砂の流出を防ぎます。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、</p>

	<p>担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
10番	<p>一体利用される住宅は空き家となっており、維持管理が難しいということで今回のお話となっております。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は申請地と隣接する雑種地に太陽光パネル899枚を設置し、出力240kwの太陽光発電設備を設置し売電するための転用申請です。経済産業省の認定と九電との契約は締結されております。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、中山間地に存在する農地で、公共投資を行っていない小集団の生産性の低い農地になりますので、第2種農地と判断できます。第2種農地の許可方針については、周辺の他の土地に立地することができない場合は、原則許可でありますので、転用は許可できます。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号3について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
7番	<p>雨水については、自然浸透ということで話を聞いています。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、現在住んでいるアパートが手狭となったため、2階建て建築面積92.74㎡の自己用住宅を建築し、転入する計画です。境界にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。尚、他の法令の許可申請はありません。</p>

	<p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地から300m以内に鉄道の駅があることから、農地の区分は第3種農地と判断します。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、転用は許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号4について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
11番	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 井上委員、高倉委員 場所につきましては、別紙の配置図、27ページをご覧ください。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p>
16番	<p>この農地は農振農用地ということですか。</p>
事務局	<p>基盤整備された農振農用地となります。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議 長	議案第6号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第7号 令和4年度秋季農作業協定標準賃金について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書15ページをお開きください。 議案第7号 令和4年度秋季農作業協定標準賃金について 理由 令和4年8月26日 開催の福岡県農業会議朝倉支部秋季農作業賃金改定協議において令和4年度秋季農作業賃金が改定されたので承認を求めます。 朝倉支部会議において協議が行われた結果、朝倉市、東峰村、筑前町の三市町村においては賃金表のとおりとなっており、全体的に金額があがっております。 一般農作業と果樹作業については、福岡県の最低賃金に合わせた金額で、本年10月から時給900円になるということで、それにあわせての金額。その他の作業賃金等については、燃料、肥料、資材等の金額の昨年度比平均が109.52%になるということで、その率を乗じて計算した額が令和4年度の金額となっております。 なお、麦の土入れについて、朝倉支部の賃金表の中からはなくなっておりますが、前回、筑前町が配布する価格表には載せておいた方がよいというご意見をいただき載せておりましたので、今回も入れております。金額につきましては、今のところ前年度と同額にしてはおりますが、同様の上昇率をかけると3,600円となります。この部分につきましては農業委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。尚、決定しましたら、広報、ホームページ、および窓口にて価格表を公表または配布の予定です。以上、ご提案申しあげます
議 長	議案第7号 令和4年度秋季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
議 長	麦の土入れについてどうなさいますか。
17番	金額は変更せずに載せておくという形で良いと思います。
15番	どうせ載せるのなら変更後の金額の方がいいのではありませんか。
16番	私も変更後の金額に賛成です。他の金額が上がっているのにこれだけそのままというのもおかしいと思います。
18番	自分で作業ができないために依頼をするのだから、上昇した価格で載せていいと思います。
議 長	これはあくまで標準の金額で、実際に依頼する場合には話し合ってくださいからね。それでは、麦の土入れについては、他の項目同様に変更した金額で価格表に載せるということで問題ありませんか。
	(全員賛成)
議 長	その他、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第7号に、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)

議 長	<p>議案第7号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第6回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16:30 終了</p>